

京都市告示第 5 9 9 号

京都市水路等管理条例第 2 条第 1 号の規定に基づき、水路等を次のように指定し、同条例第 3 条第 1 項の規定に基づき、次の水路等を廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

平成 3 1 年 2 月 2 8 日

京都市長 門 川 大 作

(指定水路等)

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	上鳥羽水0080号	南区上鳥羽南唐戸町62番地の 1 地先 同町83番地地先	

(廃止水路等)

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	松ヶ崎水5001号	左京区松ヶ崎芝本町15番地の 1 地先 同町16番地の 5 地先	
2	松ヶ崎水5002号	左京区松ヶ崎芝本町12番地の 3 地先 同町15番地の 2 地先	
3	松ヶ崎水5006号	左京区松ヶ崎芝本町15番地の10地先 同町16番地の 1 地先	
4	桂水0044号	西京区桂上豆田町15番地の 4 地先 同町15番地の 2 地先	
5	久世水0176号	南区久世上久世町716番地地先 同上	

(建設局土木管理部道路明示課)